

号	6. 10. 31
	3176

一、請負仕事ノ常備ニスル時ハ二割ノ半ヲ付ケラレ度ニ
 土ニ對シ会社側ニ於テハ青田類ハ目下会社ヲ常備者ノ減額請負
 多数出シテアルヲ以テ向額ナク思フ故撤回セラレ度ニトテ
 一、請負喰込ノ時ハ三割ニ付ケラレ度ニ
 土ニ對シ会社側ニ於テハ常事項ハ従業員ノ取扱勝手ニ嘆願アリ会社側ニ於テ
 不合理ナル單價ヲ付ケラレタル場合ハ單價係ト相談シ作業サレタレト述フ
 一、常備者ニ對シ二割五分ヲ附ケラレ度ニ
 土ニ對シテハ近々ノ内会社ニ於テ成績可良ナレモ二割五分乃至二割ノ賞
 勵歩合ヲ支給スル考ヘナリ
 一、見習職ニ對シ二割五分ヲ附ケラレ度ニ
 此ノ事項ハ常時常備者ト同ク取扱ヒラスルト述フ

昭和六年十月二十六日
 警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達謙藏殿
 社會局長 官殿

株式會社池貝鐵工新本工場争議ニ関スル件 (採報)

要旨

(一) 十月ヨリ橋本外名ノ交渉委員ハ工場用員及對ノ要求者進出シ交渉シテアルニ會社ハ強硬ニ拒絶セリ
 (二) 會社側ニ於テハ全工場休業スル動向ヲ要慮シ従業員代表等ヲ獲得シ會社ノ態度ヲ開放セリ印刷物ヲ配布スル
 等動向停止ニ努ム中
 (三) 労働者側
 (四) 労働組合側
 (五) 労働者側
 (六) 労働者側
 (七) 労働者側
 (八) 労働者側
 (九) 労働者側
 (十) 労働者側

標記争議發生ニ関シテハ既報ノ通りナルカ状況左記ノ通り
 記